

- 福島県内では、除染に伴う放射性物質を含む土壌や廃棄物等が大量に発生。
- 現時点でこれらの最終処分の方法を明らかにすることは困難。
- 最終処分するまでの間、安全に集中的に管理・保管する施設として中間貯蔵施設の整備が必要。

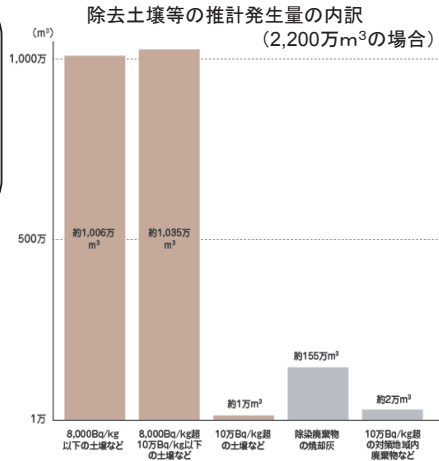
福島県内で発生した以下のものを中間貯蔵施設に貯蔵する

1. 仮置場等に保管されている除染に伴う土壌や廃棄物（落葉・枝等）



※可燃物は、原則として焼却し、焼却灰を貯蔵する。

2. 10万Bq/kgを超える放射能濃度の焼却灰等



福島県内の除染土壌等の発生量は、減容化(焼却)した後で、約1,600万～約2,200万 m^3 と推計。
(参考：東京ドーム(約124万 m^3)の約13～18倍に相当)

※中間貯蔵施設の検討に当たっては、上記のほか、現時点で推計が困難な分野の貯蔵も考慮。

東京電力福島第一原子力発電所事故を受けて、福島県内各地で国と自治体が協力して、除染や廃棄物処理の取組を進めています。

除染土壌や廃棄物（以下、「除去土壌等」）は仮置場や除染の現場で保管され、処分が待たれています。また、除染を進めるに当たって仮置場等を整備する上でも仮置後の道筋を明らかにすることが重要となっています。

このような状況の下、除染と復興の推進に向けて、除染土壌等を最終処分までの間、安全に集中的に貯蔵する「中間貯蔵施設」の整備が不可欠となっています。

本資料への収録日：平成 28 年 1 月 18 日